

# 静岡県天然更新完了基準

森林の有する多面的機能の発揮のためには、広葉樹林、針広混交林等へ誘導する多様な施業が適切に実施される必要がある。特に、天然更新においてはその適確な実施を図るため、天然更新の完了を判断する県としての基準を、次のとおり定める。

市町村は、地域森林計画及びこの基準に適合して、市町村森林整備計画で天然更新状況の確認方法、天然更新完了の判断基準などを定めるものとする。

## 1 対象地

本基準を適用する対象地は、次の皆伐跡地とする。

- (1) 「植栽しなければ適確な更新が困難な森林」の区域外の森林で「伐採及び伐採後の造林届出書」において天然更新を計画した箇所
- (2) 気象害等により人工更新が未了の箇所

## 2 調査方法

- (1) 調査の時期は、伐採後5年以内とする。
- (2) 明らかに本基準を満たしていると認められる場合は、目視とする。
- (3) 目視による判断がつかない場合は、原則としてプロット調査による。
  - ・ プロットの大きさは、5 m×5 m (25 m<sup>2</sup>) とし、2箇所以上設ける。
  - ・ プロットは、対象地の地形や植生等を考慮の上、平均的な箇所を選択する。
  - ・ 対象地の後継樹の発生状況が均一でない場合は、区分けして調査することができる。
- (4) プロット調査の内容は、天然更新すべき立木（将来高木となりうる樹種のうち2.0m以上の樹種）の樹種名と本数とする。（将来高木となりうる樹種は別表に掲げる樹種を原則とする。）
- (5) 目視又はプロット調査の結果は、野帳（別紙）にまとめる。

## 3 天然更新の完了基準

- (1) 天然更新すべき立木の本数が、下表に示す期待成立本数（生育し得る最大の立木の本数の3割以上で、かつ、均等に生育している状態をもって天然更新の完了とする。

なお、プロット調査の場合は、全てのプロットが基準を満たすこと。

期待成立本数	6,000 本/ha
天然更新すべき立木の本数	期待成立本数の3割以上(1,800 本/ha)

- (2) 気象や土壌等の条件により、上記基準を適用することが明らかに困難な場合は、伐採前の森林又は周辺の森林を参考にし、1,000 本/ha を下限として天然更新すべき立木の本数を定めることができる。

#### 4 天然更新の完了基準を満たしていない場合の対応

(1) 2の調査の結果、3の基準を満たしていない場合は、おおむね3年の経過観察期間をおいて2の調査を行う。

ただし、経過観察期間内に人工造林を行なった場合は、その時点で更新完了とする。

(2) 自然に推移させると本基準を満たすことが困難と認められる場合は、「刈出し」、「地表掻き起し」、「植込み」等の更新補助作業を促進する。さらに、シカ等の食害が予測される地域では、獣害対策の実施を促進する。

#### 別表 県内に育つ将来高木(小高木)となりうる樹種

区 分	樹 種 例	
針葉樹	スギ、ヒノキ、アカマツ、クロマツ、モミ	
広 葉 樹	カバノキ科	ヤシヤブシ・ハンノキ類、シデ類、カンバ類
	ブナ科	クリ、ナラ・カシ・シイ類
	ニレ科	ムクノキ、エノキ、ケヤキ
	クスノキ科	クスノキ、シロダモ、ヤブニッケイ、タブノキ
	ミカン科	カラスザンショウ、キハダ
	ミズキ科	ヤマボウシ、ミズキ
	その他	ホオノキ、サクラ類、ネムノキ、アカメガシワ、ウルシ類、ハゼノキ、カエデ類、イイギリ、リョウブ、エゴノキ、アオダモ、クサギ、オニグルミ、カツラ、クロガネモチ、ハリギリ、ヒメシャラ

#### 【参 考】用語の定義

更 新	人工林や天然林の伐採箇所や未立木地において、人工造林、天然下種等により後継樹を導入し、定着させること。
後継樹	植栽木、天然下種等により発生する稚樹・ぼう芽枝のうち将来の森林の樹冠を構成する樹種。
天然更新	天然下種、ぼう芽など、主として天然力を活用して行なう更新。
更新補助	後継樹が生育できる空間や光、土壌環境等を確保するための作業（地拵え、地表掻き起し等）。

## 別紙

## 天然更新調査野帳 (NO )

箇所名		調査者	
調査年月日	平成 年 月 日 ( )	伐採経過年	年
斜面方位	N・E・S・W	斜面位置	上 ・ 中 ・ 下
斜面傾斜	度	斜面型	凹 ・ 平衡 ・ 凸
標高	m	獣害	無・小・中・大
調査方法	目視 ・ プロット	調査面積	m× mプロット 箇所

樹種	高さ(m)	本数

判定 対象面積      h a      天然更新完了面積      h a

コメント

対象地の森林計画図、状況写真（遠景、近景、林内等）を添付のこと。

【参 考】天然更新の完了を判断するフロー

		伐採及び伐採後の造林届出書	
		人工更新	天然更新
市町村 森林整 備計画	植栽しなければ適確な更新が困難な森林	人工造林	天然更新
	その他の森林	人工造林	

気象害等により更新が未了

現地調査は、伐採後5年以内

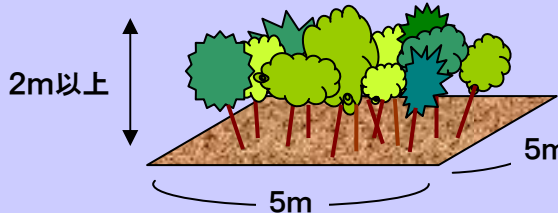
目視による確認

明らかに更新

明らかに更新とは言えない

野帳を作成する

【5m×5mのプロット内で、2.0m以上の高木生樹種を調査】



2箇所以上設置

天然更新すべき立木の本数  
期待成立本数の3割以上(1,800本/ha以上)

天然更新すべき立木の本数  
期待成立本数の3割未満(1,800本/ha未満)

野帳を作成する

人工造林

更新補助作業

更新完了

3年の経過観察(1回のみ)